

(別紙) 様式3 関係

監査委員の意見に対する回答

監 査 対 象	市民生活部 市民生活相談課
意 見	<p>市は、針原地区自治振興会に対して針原地区センターの土地及び建物の使用許可を行っているが、この許可した土地には市の財産ではない建物が設置されている。この建物は、昭和57年9月に針原用水土地改良区により建設された書庫であるが、針原用水土地改良区は現在管理をしておらず、土地の使用許可を受けた針原地区自治振興会が倉庫として使用している。また、針原用水土地改良区は平成22年7月に常西用水土地改良区と合併しており、その際針原用水土地改良区から針原地区自治振興会に対して、この書庫を寄附したいとの申出があったが、実際に寄附行為があったかどうかは不明とのことである。</p> <p>富山市公有財産管理規則第37条では、使用を許可されたものは、使用が終わったときは直ちに原形に回復し返還しなければならないことが定められており、本来は針原用水土地改良区（現常西用水土地改良区）の使用が終了したときに書庫を撤去するなどの原状回復がされるべきだったと考えられるが、それがされずに、現在のように針原地区自治振興会が書庫を使用するに至った事情や経緯は確認できなかった。</p> <p>このように権利関係や建物の構造、規模、仕様がはっきりしない書庫が設置されたまま、市が底地のみの許可を行うことは不適切であることから、これらを整理し、適切な財産管理に努められたい。</p>
回 答	<p>この建物の所有権については、未登記であることから明確ではなく、現在、針原地区自治振興会が併設する市の建物と一体として使用している状況から、この建物を市の行政財産として管理していくことが望ましいと判断した。</p> <p>なお、令和4年2月18日付で常西用水土地改良区から、この建物について寄附申込があったことから、令和3年度中の寄附受入について対応してまいります。</p>

(別紙) 様式3 関係

監査委員の意見に対する回答

監 査 対 象	商工労働部 葉業物産課
意 見	<p>デザインサロン富山運営補助金は、本市におけるデザイナー等のデザイン活動を支援するとともに、デザインの普及啓発を行うための活動拠点として平成17年に中教院モルティ1階において設置されたデザインサロン富山の運営経費を補助するものである。このデザインサロン富山は、本市に事務局を置く富山市デザイン協議会が管理運営し、会議やセミナーでの利用が可能なギャラリースペースの貸出とともに、ギャラリースペースにおける自主事業としての企画展の開催、十分な設備を有しないデザイナーやデザイン専攻学生等が使用できる大型印刷機の設置等を行っている。</p> <p>しかしながら、大型印刷機などはある程度の使用はされているものの、デザインサロン富山の年間入館者数は減少傾向にあり、近年、ギャラリースペースの貸出での利用は皆無となっている。</p> <p>こうしたことから、富山市デザイン協議会と連携し、ギャラリーの貸出促進等を図るよう検討されたい。</p>
回 答	<p>デザインサロン富山を広く周知するため、本市のホームページを更新するとともに、新たにSNS等を活用した情報発信を行うほか、富山市デザイン協議会と連携し、デザイナー等の会員のデザイン力やセンス、アイデアを生かした企画展を開催するなど、ギャラリーの貸出促進等を図ってまいりたい。</p>